

○村松委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は7件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、総務部、こども未来部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

総務部所管の議案の審査に入る。

議第3号「令和2年度焼津市土地取得事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○鈴木委員 それじゃ、何点か教えていただきたいと思いますが、まず歳入の財産貸付収入、節で土地貸付収入で、民間事業所が4と、それから、あと、東小川1丁目の駐車場、個人貸付けが1件ということなんですけれども、もし今資料があれば結構なんですけれども、おのおのの面積と、あと使用料金はどれぐらいなのか。分かれば教えてください。もしなければ、また後日で結構です。

それから、あと、歳出の公共用地取得事業費の4億3,595万円の具体的な取得するところの土地、あと、その用途につきましてお教えいただきたいと思います。お願いします。

○鈴木資産経営課長 鈴木委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

1点目、土地貸付料の内訳でございますけれども、事業所等の4件につきましては、アトレ焼津管理組合、本町5丁目になります。アトレ庁舎のすぐ近くですけれども、アトレ焼津に入居されておる方の駐車場として管理組合のほうに貸付けをしておるものです。面積は600平米で、貸付料としましては129万7,920円ということになってございます。貸付料でございますけれども、これ、固定資産評価額から算出をしております。

2件目は有限会社焼津陸運、これは大住になりますけれども、陸運会社の駐車場ということで貸付けをしております。面積が249平米、金額が66万3,840円ということでございます。

3件目は村松造園、三ヶ名になりますけれども、これも駐車場の用途で使用しているということなんですけれども、面積が84.28平米、金額が21万6,480円になります。

最後に、4件目としましては社会福祉法人嬰育会と、柳新屋になります。使用用途は放課後児童クラブの第2ゆりかご豊田クラブということで、面積が242.72平米、金額が22万2,720円ということでございます。

あと、個人貸付けの東小川1丁目ですけれども、これ、14台分ございます。1台当たり月3,500円ということで、令和2年度の見込みとして58万8,000円という見込みをしております。

2点目の公有地取得事業のほうですけれども、令和2年度については今のところ、具体的な取得計画はございませんので、万が一できた場合の予算措置ということで計上いたしております。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

それで、土地貸付料で収入を得ている部分は、それはそれなりにいいんでしょうけれども、それ以外に、言葉は悪いんですけど、塩漬けみたいになっちゃっている土地というのも結構あるのかなというふうに思うんですけども、それも含めて売却の方向でそれぞれ検討されてきたとは思いますが、なかなかやっぱ形が悪かったりとか、使い道に非常に苦慮するような土地であったりだとかという部分もあるかもしれませんが、そのまま保留されちゃっているようなそういう土地というのは何件ぐらいで、何平米ぐらいあるかお教えいただきたいと思います。

○鈴木資産経営課長 土地取得事業特別会計の土地につきましては、毎年度、決算報告の中で項目ということで御報告をさせていただいているところなんですけれども、先ほど申しました貸付けも含めまして、貸付地を含めまして、32件ほどの土地がございます。先ほど申しました貸付けをしておる土地ですとか、それで、実際、行政財産として供用開始している土地も含まれていまして、通常、一般会計で買戻しということになるわけなんですけれども、かなり昔の部分でそのまま行政財産として使用されている土地というのがあるということで、それが何件かございます。

何件かお話をさせてもらいますと、庁舎の来庁者用の駐車場ということで、本町2丁目、会議棟が建っているところなんですけれども、その土地も土地取得事業特会の土地ということになります。それと、あと、焼津体育館の駐車場ということで、焼津4丁目になりますけれども、これも土地特会の土地、また、大島の中央公園、これも土地特会ということで。

○村松委員長 資産経営課長、今、説明している最中なんですけれども、それは一覧表で委員に配付できますか。

○鈴木資産経営課長 できます。

○村松委員長 それじゃ、そこは後でまた下さい。

○鈴木資産経営課長 分かりました。

○村松委員長 鈴木委員、それでよろしいですか。

○鈴木委員 はい。

それで、行政財産として既に使用されている土地なんですけれども、それを土地取得事業で持っているという大義名分というか、そういったものってよく分からないものですから、もうこの際、上手に清算してもらおうとか、そういったものというのはどうですか。お願いします。

○鈴木資産経営課長 担当課の資産経営課としては、財政当局のほうに要望をさせていただいている経過もあるわけなんですけれども、なかなか予算組みと申しますか、そういう、そこだと思ってしまうんですけども、ただ、ターンクルもそうですけれども、新庁舎もそうですけれども、最近の取得の土地については、取得のときに買戻しの予算措置を維持していただくということの下で取得をさせていただくということになります。先ほど言いました土地については、かなり昔からのものでして残ってしまっているというのが実情でございます。

○鈴木委員 じゃ、再質疑ではありませんけれども、財政当局とよくお話し合いをする中で、

この際、相当過去の経緯なのか、それぞれいろいろ理由があるんでしょうけれども、行政財産で現在、もう既に使っている土地を土地取得会計でもって持っているというのは、やっぱりどうもいかなものかなというふうに思いますので、財政とよくお話をさせていただいて、きれいにさせていただくように要望しておきます。

以上です。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第3号「令和2年度焼津市土地取得事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第14号「令和元年度焼津市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第14号「令和元年度焼津市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第20号「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○安竹委員 内容に関しては、何か変わっていないということですね。

○増井総務課長 内容については変わってなくて、243条の2に新しい条文が付け加わったものですから、それが条がずれたということで、この条例自体の内容について改正するというものではございません。

以上となります。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第20号「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第22号「焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○鈴木委員 初歩的なことですが、教えてください。それこそ参議院選挙なんかというのは、非拘束名簿方式ですごく、翌朝になっちゃったりするパターンがあったりして、そういうときというのは特に、開票立会人……。あつ、開票立会人はこの中に入っていないんじゃない。入っていますか。

○増井総務課長 開票管理者と、今回、開票及び立会人のところで、下から2段目ですかね。

○鈴木委員 あつ、ありますね。

○増井総務課長 はい。

○鈴木委員 そういう人たちは、あれですか、例えば日曜日の夜から始めて、月曜日の朝になっちゃったときというのは、報酬の計算というのはどうなっちゃっているかというのと、あと、下から3番目の指定病院等における不在者投票の外部立会人で、右側の報酬額の欄を見ると、従事する時間に応じ、日額1万900円以内で市長が定める額ということになっているんですけど、じゃ、時給というのか、1時間当たり幾らぐらいで計算をされているものなのかというのをちょっと教えてください。

○増井総務課長 まず、最初の御質疑で日をまたいだときということで、鈴木委員がおっしゃるように、選挙の種類によっては、開票のときに、9時から始めているんですけども、日を、12時をまたいでしまうときがございます。そのときには、こちら、日額という形での定め、規定の仕方になっていますので、日を変ったときには2日分というような形で出すような形を取っております。1回という形じゃなくて、日額計算しておりますので、日をまたいだときには2日分を支給させていただくような形でやっております。

それと、病院のほうですけれども、こちらのほうが、市長が定める額ということで、実際、準備する時間によるということで、指定病院等が不在者投票場を開始するときには、何時から何時までという形でしてくるものですから、また、その時間のほう、何時か、すみません、今、詳しい内容を了解しなかったものですから、また改めてこのときにはどういった規定をしたときには、日額を時間割にしてやるだとか、時間とか、半日とか、どういった感じでやるか、曜日によって不在者投票の時間をさらにやるかと思えますので、そちらのほうでもう一度、資料をお渡しするというような形でよろしければ、それに対応させていただきたいと思っておりますけれども、皆様のほうにですね。

○村松委員長 今、総務課長のほうから指定病院等における不在者投票の外部立会人の職免についての、日額1万900円以内で準備する時間において市長が定める額というところの資料を別途、後日配付するという形でよろしいですか。

それじゃ、それをお願いいたします。

鈴木委員、ほかにいいですか。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第22号「焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第23号「焼津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第23号「焼津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上で総務部所管の議案の審査は終了した。

こども未来部所管の議案の審査に入る。

議第25号「焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 言葉が難しいというか、聞き慣れている言葉と聞き慣れない言葉がたくさんあるので、そういうところもちょっと引っかかっちゃっているんですけど、参考資料のほうの14ページの2番から27番までずっと各いろんな施設に関連するところなんですけど、まず最初の(2)の認定こども園というのは、焼津市には多分ないんじゃないかなと思うんですけど、そこも含めてですけど、27番までの中で自分が特定教育施設というのは幼稚園かな、特定保育施設は保育園かなとか、特定教育・保育施設、これが認定こども園なのか、特定地域型保育、こういうもの、具体的にどういうことなのか分からないんですけど、今、焼津市内にこれがあるものとなないもの、まず最初に教えていただけますか。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 それでは、杉田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、特定教育・保育施設というものですけれども、市内といいますか、この該当する施設は、認定こども園、それから保育園、幼稚園の3施設となります。このうち、おっしゃるとおり、認定こども園は焼津市内にはございません。それから、特定地域型保育事業ということになりますけれども、こちらは地域型保育施設のことでありまして、まず、家庭的保育というもの、それから小規模保育、それから居宅訪問型保育、それから事業所内保育という、その4つがございます。その中で市内にある施設は、小規模保育施設が現在17施設、それから、事業所内保育施設が1施設となります。

以上です。

○村松委員長 これが今、何件。事業型、事業所内。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 1件。

○村松委員長 1件でいいの。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 1施設。

○村松委員長 1施設。小規模が17。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 はい。

○村松委員長 いいですか。

○杉田委員 事業、何だっけ、事業型……。

病院に何とか施設があったと思うんだけど、そのことで、そのほかにも何か事業所でやっている、私経営のそういうところで、中に子どもを預かっている、あれを何と呼ぶのかよく分からないんですけど、そういうものはこの中に含まれていないということですか。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 多分、おっしゃっているのは、企業主導型保育施設ということになると、今、この中には入ってはいけません。

以上です。

○杉田委員 それで、今、名前の中に認可外保育園というのか、こういうものというのが幾つかあると思うんですけど、認可外保育園って言葉を調べていく中で、幼稚園類似施設というのかな、そういう言葉が調べているときに出てきたんですけど、認可外幼稚園というのかな、認可外保育園という言葉に対して、認可外幼稚園という言葉があるのかどうか分からないんですけど、そういうものが市内にはあるのかどうか。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 認可外に関してましては、保育園の認可外の施設はあるんですけど、幼稚園の認可外の施設というのではないと思います。

○杉田委員 国内にはよくあるということ。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 すみません、国内のそのような調べは、私も調べていないですし、存じ上げないんですけども、もしかしたらあるかもしれないんですけど、すみません、そこまでは分かりません。

○杉田委員 本題のほうなんですけど、無償化の問題なんですけど、まず、3歳から5歳までが無償だということなんですけど、今、いろいろ問題になっている滞納、いろんな税金滞納者だとかいろいろある中で、360万円未満の子どもなんかについては、一応、世帯の年収なんかに関係なくて、これは無償になるということなんですけど、360万円ってこれは国が定めたものだったと思うんですけど、焼津市ではそれ以外、もしこういうところで360万円という金額の、まだ生活していく上ですごく大変だなどというふうに僕は思っているんですけど、お子様が何人かいる方で、こういう中で、子どもがその対象から外されちゃった、だけど滞納しちゃったというふうな場合は、こういった場合というのはどんな対応をされるんですか。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 無償化に関して360万円未満の個々のお宅は、今後、無償化ということで保育料がかからないということになりますので。もしそれ以前に滞納がある場合は、今、滞納の対応を行っている者がおりますので、それで対応しているというふうになるかと思います。

○杉田委員 質疑がちょっと違う。

360万円以下の人たちは無条件の無償になるけど、360万円をちょっと超えている人がいても、それがその上になって、その段階、360万円の人がかかなり高くなっているもので、その間の方のところ滞納なんかがあったりなんかするのは、どういう措置をするのかということをお聞きしたかったんです。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 それは保育料がかかってくるということになりますので、今、

保育の滞納整理の事業がありますので、そちらのほうでも滞納が発生しましたら、臨戸訪問ですとか、催促ですとか、電話での督促ですとか、その辺で対応していくことになるかと思えます。

以上です。

- 杉田委員 ちょっと私が心配しているのは、子どもたちがいるところで、払えないからその副食を出さないとか、そういうことはないと思うんですけど、そのところの対応というのがちょっと心配だったんですよ。ないだろうなと思いつつ、結局、払えないというような状態というのが何かの意識調査の中で出てきた場合というのは、適当なというか、子どもたちに影響を与えるような、そういう措置をしないということといいと、それでいいですね。分かりました。

次に、2号認定ということは保育所ですよ。この中で、今までは、副食費というのは保育料の中に含まれていたと。それが今度は、無償化になることによって、その副食費が今度は実費で払わなきゃならないということになると、無償化されたのに、2号認定、保育料等ではこれが実費を払っていかなくちゃならないということで、これが逆に今までより値上げになるというか、支出が多くなるという、そういうことでもいいですか。

- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 今までは副食費についても保育料の中に含まれていたということになります。今回、無償化によって副食費が実費ということで、負担をされるということは変わりはないんですけども、ただ、焼津市の独自の軽減策といたしまして、副食費が負担にならないようなということで、第3子以降無償でありますとか、副食費無償でありますとか、そういう対策を講じておりますので、実際に負担となる御家庭といますかはいないものと思っています。こちらも議案質疑のところでもたしかお答えをさせていただいたかと思えます。

- 杉田委員 すみません、自分が経験がないので、質疑を聞いていても理解できないところがあって申し訳ないんですけど、要は、今、第3子以降というのはそれは聞いています。今後、第3子以降になるという、国のほうでもそういうことが決められているけど、第3子じゃない場合、第1子、第2子、そういうところでも、この副食費という部分というのは無償になるということじゃないと自分はそのように捉えているんですけど、その人は今までより高くなるという、そういうことでもいいんですか。

- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 例えば、第2子ですと、保育料が半分になるという制度がありまして、半分になったとしても、副食費4,500円より多く支払っていただいていたと思うんですね。

- 杉田委員 ああ、そうなんだ。

- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 ええ。だもんで、そこで副食費分を負担することになったとしても、今まで御負担されていた金額よりは低いということなので、それ以上の負担ということにはなっておりません。

以上です。

- 杉田委員 あと、分からないのは、3号認定、ゼロ歳から2歳ですか、このところというのは、一応、全部が保育料の中に入るということで、これは全部無償になるよということだと思うんですけど、ただ、このところに、市のあれにも書いてあったと思うんですけど、市税、これは非課税の場合に限られるということになると思うんですけど、

要は、非課税じゃない人というのは全部有償になる、そういうことになるんですか。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 ゼロ歳から2歳につきましては、保育料ということでかかってはくるんですけども、第2子は半額で、第3子目以降、無償、無料というふうに。

○杉田委員 第1子は。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 第1子はそのまま。

○杉田委員 そのまま全額。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 そうです。

以上です。

○鈴木委員 じゃ、参考資料の18ページから19ページに係るところなんですけれども、杉田委員とかぶる部分がありますけれども、(3) 食事の提供というところから下のア、イ、ウですけど、7万7,101円なのか、5万7,700円なのか、ここの解説をお願いできますか、ここの、聞いて分かりやすい言葉で。ごめんなさい、お願いします。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 まず、7万7,100円と5万7,000円ということなんですけれども、こちらにつきましては、食事の提供の関係になりまして、そこに掲げる金額未満のほうは副食費の実費を取らなくていいよということになります。

それから、まず、アの1号認定、幼稚園児の表になりますけれども、幼稚園児のほうで7万7,100円未満ということになります。次の、2号認定の保育の使用する子どもにつきましては5万7,700円未満ということになります。1号認定、2号認定、市民税の所得割の額が少し違いまして、それ未満の子が副食費の免除を受けるということに、そういうことになります。

○鈴木委員 できたら、もうちょっと分かりやすい説明をお願いしたいんですけど、結局、副食費のお金を取る取らないの額の上限の額が7万7,101円と5万7,700円かなと思うんですけど、これは、あれですよ、焼津市独自で副食費を無償にさせていただいている部分について言及されているところなんですか、ここは。それも含めて、もう一遍、すみません、アの(ア)、(イ)、それから、あとイの(ア)と(イ)、あとウについて、もうちょっと僕に分かるように説明をいただければ。すみません。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 まず、1号認定の幼稚園に通っている子、教育幼児機関に認定されている子どもというのが7万7,101円未満ということがまずあります。これは、次が2号認定の子、保育を必要とする子どもが5万7,700円未満の子というふうになりますので、こちら、両方とも年収360万円未満相当の世帯の利用を軽減するというところで、国のほうでまずは定められていることになります。

その金額の違いなんですけれども、これ、正確に国のほうからこうだからというものは示されていないんですけど、恐らくなんですけれども、まず1号認定は、要は保育の必要性がないと考えられる子、それから2号認定の子は、保育の必要性があるということなので、そこは共働きの世帯であるというのがまず考えられます。1号認定の子は、そういう面におきまして、収入の中に差があるのではないかとということで、そこで金額の違いが出てきているのではないかと考えております。

以上ですが、よろしいですか。

○鈴木委員 分かりましたというか、ちょっと分かりかけてきました。だもんで、要するに、7万7,101円と5万7,700円というのは、あくまでも住民税所得割が合算額の額で、

1号認定の幼稚園へ行っている子どもさんの親の住民税の所得割額の合算額というのが7万7,101円未満だったら、副食費は市でという、自己負担なしでもって、幼稚園じゃなくて保育園に行っている子は5万7,700円未満の御家庭だったら無償という、そういう感じですかね。

それじゃ、分かりました。

あと、このイの部分、イの、今度は最年長者及び2番目の年長者である者を除くであるとか、様々出てきますけれども、焼津はお兄さんやお姉さんがたとえ成人の人であったとしても、年齢のそういう制限はないよというような感じで伺ったわけですから、それもこれに含まれるものなのかどうなのか、教えていただきたい。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 おっしゃるとおり、イの部分は第3子になりますので、焼津市におきましては、その税制面を撤回しているということになります。

以上です。

○鈴木委員 分かりました。

あと、最後のウの満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供という、これは、ここに載っているア、イ、ウの人たち以外の人たちにあれですもんね、食事を市でもって提供するよという部分なものですから、このウの部分のゼロ歳、1歳、2歳の保育認定子どもに対する食事の提供というのは、さっき杉田委員がおっしゃろうとしていたゼロ歳から2歳児までの子どもさんたちは実費でもらうという、そういうことですか。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 ウの部分に関しましては、食事の提供をするに当たって、うちで徴収することはないものですから、保育料の中に含まれているものですから、保育料の中に含まれているということでありまして、別で食費だとか、そういうのも取らないよという。

以上です。

○鈴木委員 分かりました。

○村松委員長 鈴木委員、いいですか。

○杉田委員 今の答弁の確認なんですけど、保育料として納めるよと、非課税じゃない、その中に副食費も全部入っているよということなんですけど、毎日通う子ばかりじゃないと思うんですけど、通わない日が一月に何日かあったとか、そういう場合というのは、保育費というのは減額を、第3子から登録というか、決まっている通う日というのがあると思うんですけど、そこに来なかった日だとか、そういうものの分の食費という、主食あるいは副食については、これは減額されるということでもいいですか。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 保育料につきましては、月額幾らということになりますので、そこで一日休んだからといって、その保育料が減額ということはありません。

○杉田委員 分かりました。

基本的なところでまた申し訳ないんですけど、今、保育料の無償化という問題は、こういう条件であればするんでしょうかというのは大体見えてきました。その中で、保育料じゃなくて、先ほど言った副食費とか、補足給付という問題はこの前の意見質疑の中でもちょっとあったんですけど、認可外保育園とか、深田議員の質疑のときには、ぽぷら学園、何という名前か忘れちゃいましたけど、そこは副食費あるいは補足給付というのはないよということだったと思うんですけど、そういう副食費、あるいは補足給付が

あるという、そういうのは何かあるのか。そういうものが給付されているところというのはあるのでしょうか。

- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 例えば、保育園ですと、その給付の中に入っていると、幼稚園ですと補給給付ということになるんですが、それ以外の施設においては、給付とか、補給給付をしているところはないですね。
- 杉田委員 また別件なんですけど、今まで焼津市単独で第3子以降、無償ということをやられてきたと思うんですけど、たしか去年の10月以降、これがこうなっていると思うんですけど、10月以降は焼津市としての単独で今までやっていたものはなくなったということでもいいですか。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 副食費……。
- 杉田委員 第3子以降は市単独でやっているというのが。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 保育料は今までと変わらずということで、副食のほうも第3子以降は年齢制限を撤廃してやっているということです。
- 杉田委員 それは市……。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 独自。
- 杉田委員 独自ですよ。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 はい。
- 杉田委員 今からやろうとしているのは独自じゃなくて、国のそういう考え方で。こういった法改正の中で、無償化あるいは副食費の補給給付、そういうものをやられてくるわけなんですけど、今まで焼津市単独で第3子以降、今、全部焼津市ですか、市の独自の負担でやるよ、今度、法改正によって国でやるよといったときに、市の負担というのはまだあるのかな、なくなるのかなというのを聞きたい。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 国の法改正があって、その上で市の独自のそういうのをやることになるので、その独自部分については市の負担にはなってきます。
- 杉田委員 自分の解釈が違うのか分からないけど、第3子以降というのは、これは、今回、新たに免除する部分というところが出て、国の制度になったということと、自分の勉強の中では特に感じたんですけど、つまり、今までそれは市単独でやってきたけど、そういうものが今度、国の制度としてそれがやれるということに対して、国のほうからの補助金だとか、そういうものがあると思うんですけど、そういうものがあると、今まで市単独で単独でやってきたと、そういう第3子以降全部、例えば、という、そういうことについては、そこにもうお金は、市単独のお金を使わなくてもいいよということなのかどうか、その確認をしたい。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 おっしゃるとおり、今まで市独自の部分で第3子目以降無償というのをやっていたんですけど、新たに国のほうでそういう制度ができたものから、その部分については国のほうから入ってくる負担があるので、市の部分はかなり軽減されることとなります。ただ、それについても市のほうは第3子以降は年齢制限を撤廃しているという、国より一歩進んだ独自のものがありますので、そういう部分に関しては、まだ市の独自の財源といいますか、それは残るといえることとなりますので、大きくいえば、今まで、市の単独で行っていた事業に対しては、国からの負担が入ってくるので、その部分は軽くなると思っています。

- 杉田委員 分かりました。
- 村松委員長 杉田委員、個別の深く知りたいことは別個にやってもらって、今は条例のものでやっていただきたいというふうに思いますので、条例改正を、私、替わってもらっていいですか。
- 青島副委員長 委員長と交代します。
- 村松委員長 確認をさせてください。ということは、今回は、いわゆる特定教育1号、保育2号、この利用者の負担の支払いは、満3歳未満に限定をしますと。それで、食事の提供に関することに関しては、まず、1号については、7万7,101円未満は免除しますと、無償化しますと。次に、2号、保育園関係は5万7,700円未満を無償にしますと。ということで、だけど、そのうち、いわゆる幼稚園に行っている子どもは、小学校3年生までの子どもが3人以上の世帯の第3番目、幼稚園の場合はいわゆる小学校就学前の子どもがいる子どもが3人いる家庭だということ。それで、3歳未満にいる子ども、いわゆるゼロ、1、2は、かかわらず無償にしますと。いわゆる食事の提供に関する費用は無償になるということでもいいですね。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 ゼロ歳から2歳については無償というよりも、保育料の中に入れて……。
- 村松委員長 そういうことだね。そういう、だから、別途に取らないよという。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 はい。
- 村松委員長 分かりました。
- 杉田委員 細かいことじゃないと思っているんだけど、先ほどの答弁の中で国のほうからもあれが来るよと。市も独自でやっているものもあるもんでということだけど、国の予算が入ることによって、どのぐらい浮く、浮くという言い方はおかしいかもしれないけど、軽減されるの。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 こちらも先日の議案質疑の中で答弁させていただいておるんですけど、約5,300万円、全体です。
- 杉田委員 その金額、先ほど認可外だとかの、例えば、ぽぶらみたいなああいうところのそういうところでの副食費なんか対象にならないという、国のほうでだけでも、そういうものをそちらに回すということは考えていない。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 こちらも先日……。
- 杉田委員 深田議員のところで行ったことなただけ。国がということだったただけ。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 国の今の基準の施設としては入っていないものですから、焼津市としては……。
- 杉田委員 でも、焼津市独自でというのはできないの。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 うちとしては、国の基準に準じて今行っているものですから。
- 杉田委員 独自でということをやっているから、独自でやれるんじゃないかなと。

それと、2条の(1)の法第6条第1項に規定するという、就学前の、これ、子ども子育て支援法というところの文字を見ると、同じことだと思うんだけど、小学校就学式、始まる日に達する者というふうな言葉だったような気がするんだけど、要は、小学校に入る前ですよ、小学校に入る前というのは、認可外であろうと、さっき言った支援センターみたいな、ぽぶら学園みたいな、そういうところもここに入るんじゃないかなと

というようなふうに解釈を自分はしなきゃいけないんじゃないかなと思ったんですけど、これは認可外とか、今言ったぽぷら学園みたいなどころというのは、小学校就学前の子どもには入らないということ、そういう解釈でいいんですか。

- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 第2条の定義のお話かと思うんですけども、こちらが用語の定義ということになりまして、こちらのほうに、例えば認可外とか、そういう言葉が入ってはいない……。
- 杉田委員 入っていないです。言葉が入っていないから、全部入るんじゃないかなと。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 例えば、認定こども園、幼稚園、保育所ということになっているかと思いますが、認可外、この言葉の中に多分……。
- 杉田委員 入っていないから……。
- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 入っていないということで、特定教育・保育の施設の中ではそういうふうにはなっていないんじゃないかという。
- 杉田委員 自分の解釈によって。
- 村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第25号「焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 村松委員長 議第26号「焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 石田委員 今回、5年から10年に定められる中で、全国的にも連携施設というのは結構あれぐらいで、50%未満ぐらいで埋まっているようなんですけども、焼津市で実際、この連携状況が把握されているかということと、あと、3歳未満以上の児童に対しまして、必要な保育と教育を継続的に確保するためということと、結局、連携施設を取ってくださいよと、確保してくださいよという話だと思んですけど、実際にそれが国としてもなかなか難しいから、今回10年になるわけなんですけど、そのことによって焼津市で何かそういった声が、なかなか保育の質がとか、確保ができなくて難しいよとか、そんな話になったりとか、困っていることは実際はないのか。それが5年だったのが、また10年になると、また要は大変なもので10年になるわけですね。だもんですから、それに対して何か問題等が発生していなければいいんですけど、何か御意見等、あるようでしたら、聞きたいなと思んですけど。

- 岩ヶ谷保育・幼稚園課長 石田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、ここでのいう家庭的保育事業等ということですけども、まず、家庭的保育と小規模保育、それから、居宅訪問型保育と事業所内保育というわけですけども、このうち、家庭的保育でありますとか、居宅訪問型教育は現在、焼津市にはございません。小規模保育施設と事業所内保育施設につきましては、市で審査するに当たっては、必ず連

携施設を確保しなさいということで、市内でも連携施設は確保されているところですが、監査等に行った中で、監査をやらせてもらう中でも、特に困っているとか、そういう声は今のところ、聞いてはおりません。

あと、小規模保育施設も、今、乳幼児教育推進会議というので、公立、私立、関係なく、幼稚園、それから保育所、それから小規模保育施設、その方と一緒に質のいい保育を提供するために研修会ですとか、勉強会ですとか、開催をしておりますので、市全体として未就学児の保育の質を上げるためにそんなようなことを行っているということです。

以上です。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第26号「焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会(10:15)